

2021年度 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	846,592	保険契約準備金	59,930,807
現 金	47	支 払 備 金	192,426
預 貯 金	846,544	責 任 準 備 金	58,677,803
コ ー ル ロ ー ン	500,978	社 員 配 当 準 備 金	1,060,577
買 入 金 銭 債 権	150,404	再 保 險 借 債	451
有 価 証 券	64,515,469	社 他 負 債	1,420,305
国 債	25,271,685	そ の 他 負 債	4,929,722
地 方 債	932,220	売 現 先 勘 定	2,452,560
社 債	2,254,635	借 入 金	737,551
株 式	10,296,652	未 払 法 人 税 等	82,933
外 国 証 券	22,254,725	未 払 金	167,940
そ の 他 の 証 券	3,505,550	未 払 費 用	60,594
貸 付 金	7,498,037	前 受 収 益	16,557
保 險 約 款 貸 付	457,394	預 り 金	124,034
一 般 貸 付	7,040,642	預 り 保 証 金	85,243
有 形 固 定 資 産	1,714,816	先 物 取 引 差 金 勘 定	401
土 地	1,145,876	金 融 派 生 商 品	1,129,056
建 物	519,898	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	49,335
リ ー ス 資 産	5,412	リ ー ス 債 務	5,218
建 設 仮 勘 定	29,992	資 産 除 去 債 務	6,293
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	13,636	仮 受 金	12,002
無 形 固 定 資 産	190,254	役 員 賞 与 引 当 金	434
ソ フ ト ウ ェ ア	96,849	退 職 給 付 引 当 金	378,203
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	93,404	ポ イ ン ト 引 当 金	8,770
再 保 險 貸	370	価 格 変 動 準 備 金	1,590,233
そ の 他 資 産	1,114,688	繰 延 税 金 負 債	484,574
未 収 金	168,641	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	100,444
前 払 費 用	19,101	支 払 承 諾	71,647
未 収 収 益	310,704	負 債 の 部 合 計	68,915,596
預 託 金	33,488	(純資産の部)	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	116,519	基 金	100,000
先 物 取 引 差 金 勘 定	2	基 金 償 却 積 立 金	1,350,000
金 融 派 生 商 品	247,333	再 評 価 積 立 金	651
仮 払 金	4,114	剰 余 金	523,063
そ の 他 の 資 産	214,784	損 失 填 補 準 備 金	19,988
支 払 承 諾 見 返	71,647	そ の 他 剰 余 金	503,075
貸 倒 引 当 金	△6,910	危 険 準 備 積 立 金	71,917
投 資 損 失 引 当 金	△28,867	社 会 厚 生 福 祉 事 業 助 成 資 金	351
		圧 縮 積 立 金	71,839
		圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	1,007
		別 段 積 立 金	170
		当 期 未 処 分 剰 余 金	357,789
		基 金 等 合 計	1,973,714
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,112,896
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△374,361
		土 地 再 評 価 差 額 金	△60,363
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,678,172
		純 資 産 の 部 合 計	7,651,886
資 産 の 部 合 計	76,567,483	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	76,567,483

(貸借対照表の注記)

1. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日、以下「時価算定会計基準」という)等を、当期から適用し、金融商品の時価の算定方法の一部を見直しております。時価算定会計基準等の適用については、時価算定会計基準第 19 項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取り扱いに従っており、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を当期の期首時点から将来にわたって適用しております。これにより、その他有価証券のうち株式(外国株式を含む)については、従来、期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価により評価しておりましたが、当期より、期末日の市場価格等に基づく時価により評価しております。また、貸借対照表の注記第 21 項において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行っております。
2. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
  - ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
  - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
  - ⑤ その他有価証券
    - イ 期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法による償却原価法(定額法))
    - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。  
なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。
  - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
  - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
  - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
  - ④ 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
  - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
  - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
4. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。

5. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
- イ 有形固定資産(リース資産を除く)
    - (i) 建物  
定額法により行っております。
    - (ii) 上記以外  
定率法により行っております。  
なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
  - ロ リース資産
    - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
    - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間に基づく定額法により行っております。
- ②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。  
なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
7. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
  - ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
  - ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。  
なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。
- (2) 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は586百万円(担保・保証付債権に係る額57百万円)であります。
8. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、市場価格のない株式等について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

10. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
②数理計算上の差異の処理年数	5年
③過去勤務費用の処理年数	5年

11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。

13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。

①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡しによる時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金、外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等
株式先渡し	国内株式

なお、一部の金利スワップ取引については、金利指標の置き換えに伴い、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第40号 2022年3月17日）における特例的な取り扱いを適用しております。

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

15. 当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

16. 当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第39号 2020年3月31日）に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

17. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2019 年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、3 年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、当期に一括して積み立てることとしております。また、当期より、責任準備金を追加して積み立てる終身保険契約(一時払契約を含む)の対象を拡大し、そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、5 年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当期に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が 586,606 百万円増加し、また、経常利益および税引前当期純剰余が 586,606 百万円減少しております。
18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号)に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。
- 当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、1,466,399 百万円であります。市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社および関連会社の株式の評価に際しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。企業価値評価額の算定には、子会社等の将来業績や、新型コロナウイルスの影響期間等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第 2 項をご参照ください。
19. 一般勘定(保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。
- これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
- 主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
- 市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。
- 信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

20. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

(1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
買入金銭債権	150,404	154,841	4,437
責任準備金対応債券	128,328	132,765	4,437
その他有価証券	22,076	22,076	-
有価証券(*3,*4)	62,968,796	65,183,614	2,214,818
売買目的有価証券	697,633	697,633	-
責任準備金対応債券	25,574,218	27,582,063	2,007,845
子会社株式及び関連会社株式	128,615	335,588	206,972
その他有価証券	36,568,329	36,568,329	-
貸付金(*5)	7,492,454	7,629,701	137,247
保険約款貸付	457,242	457,242	-
一般貸付	7,035,212	7,172,459	137,247
金融派生商品(*6)	(881,723)	(881,723)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	30,538	30,538	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(912,261)	(912,261)	-
社債(*5,*7)	(1,420,305)	(1,420,591)	(286)
借入金(*7)	(737,551)	(736,875)	(△676)

(\*1) 貸倒引当金を計上したのものについては、当該引当金を控除しております。

(\*2) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(\*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式 965,103 百万円、その他有価証券 55,970 百万円であります。

(\*4) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号)第 27 項の経過措置を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の貸借対照表価額は、525,600 百万円であります。

(\*5) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(\*6) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(\*7) 社債および借入金は負債に計上しており、( )で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

① 売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は△22,874 百万円であります。

② 満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	120,497	125,047	4,550
	公社債	17,139,733	19,600,953	2,461,219
	外国証券	51,471	52,767	1,296
	小計	17,311,702	19,778,768	2,467,066
時価が貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	7,831	7,718	△112
	公社債	8,327,428	7,875,311	△452,116
	外国証券	55,584	53,031	△2,553
	小計	8,390,843	7,936,061	△454,782
合計		25,702,546	27,714,829	2,012,283

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	買入金銭債権	6,135	6,210	74
	公社債	1,791,781	1,939,219	147,438
	株式	3,436,314	9,161,134	5,724,819
	外国証券	12,729,667	15,612,960	2,883,292
	その他の証券	773,857	954,356	180,499
	小計	18,737,755	27,673,881	8,936,125
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	買入金銭債権	16,156	15,865	△290
	公社債	765,818	744,412	△21,405
	株式	508,172	408,365	△99,807
	外国証券	5,746,763	5,459,997	△286,766
	その他の証券	2,366,298	2,287,883	△78,415
	小計	9,403,209	8,916,524	△486,685
合計		28,140,965	36,590,405	8,449,439

※市場価格のない株式等 55,970 百万円、組合等への出資残高 152,919 百万円は含めておりません。

当期において、9,573 百万円減損処理を行っております。

なお、株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%以下の銘柄

ロ 期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%超 70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	10,000	2,232	39,422	98,843
責任準備金対応債券	-	2,232	36,097	89,916
その他有価証券	10,000	-	3,325	8,926
有価証券	994,683	7,225,839	11,334,003	31,090,445
責任準備金対応債券	324,568	3,385,144	3,887,828	18,017,848
その他有価証券	670,114	3,840,694	7,446,175	13,072,597
貸付金	882,499	2,343,323	1,884,131	1,924,945
社債	-	-	-	1,420,305
借入金	2,603	14,947	-	720,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの 5,695 百万円は含めておりません。

21. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	15,865	6,210	22,076
その他有価証券	-	15,865	6,210	22,076
有価証券(*)	17,179,558	9,230,074	452,664	26,862,297
売買目的有価証券	373,441	145,915	-	519,356
その他有価証券	16,806,117	9,084,158	452,664	26,342,940
公社債	1,546,694	1,136,937	-	2,683,631
国債	1,546,694	100	-	1,546,794
地方債	-	71,861	-	71,861
社債	-	1,064,976	-	1,064,976
株式	9,507,468	62,030	-	9,569,499
外国証券	5,748,628	7,885,190	452,664	14,086,482
公社債	5,389,558	7,826,771	452,664	13,668,994
株式等	359,069	58,418	-	417,488
その他の証券	3,326	-	-	3,326
金融派生商品	2,494	(884,333)	116	(881,723)
金利関連	-	(49,784)	116	(49,668)
通貨関連	-	(844,942)	-	(844,942)
その他	2,494	10,393	-	12,887



ロ 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

(単位:百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	-	-	132,765	132,765
責任準備金対応債券	-	-	132,765	132,765
有価証券(*)	25,461,966	2,453,814	752	27,916,534
責任準備金対応債券	25,461,966	2,119,344	752	27,582,063
公社債	25,428,137	2,047,374	752	27,476,264
外国証券	33,828	71,970	-	105,799
子会社株式及び関連会社株式	-	334,470	-	334,470
貸付金	-	-	7,629,701	7,629,701
保険約款貸付	-	-	457,242	457,242
一般貸付	-	-	7,172,459	7,172,459
社債	-	(1,420,591)	-	(1,420,591)
借入金	-	(719,324)	(17,551)	(736,875)

(\*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号)第 26 項の経過措置を適用し、投資信託は含めておりません。当該投資信託の貸借対照表価額は、10,404,594 百万円であります。

(2) 主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

①有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取り扱うもの

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式や国債等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル 2 の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 の時価に分類しております。また、投資信託は、公表されている基準価格等によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号)第 26 項の経過措置を適用し、レベルを付していません。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル 3 に分類しております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル 3 に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に債券先物取引や株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル 2 の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

②当期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権 その他有価証券	有価証券 その他有価証券	金融派生商品 金利関連
当期首残高	10,551	623,104	69
当期の損益	△99	1,596	△281
純損益に計上(*1)	423	36,085	△281
評価・換算差額等に計上(*2)	△523	△34,488	-
購入、売却、発行および決済	△4,241	△172,036	328
レベル3の時価への振り替え(*3)	-	-	-
レベル3の時価からの振り替え(*4)	-	-	-
当期末残高	6,210	452,664	116
当期の損益に計上した額のうち 当期末において保有する 金融商品の評価損益(*1)	-	-	△281

(\*1) 損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(\*2) 貸借対照表の評価・換算差額等のその他有価証券評価差額金に含まれております。

(\*3) レベル1またはレベル2の時価からレベル3の時価への振り替えはございません。

(\*4) レベル3の時価からレベル1またはレベル2の時価への振り替えはございません。

③時価の評価プロセスの説明

当社は社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

22. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,213,905百万円、時価は1,677,566百万円であります。

当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は4,077百万円であります。

23. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は 30,345 百万円であり  
ます。その内訳は、次のとおりです。
- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 10,274 百万円であります。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
- ②危険債権額は 18,303 百万円であります。
- なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
- ③三月以上延滞債権額はありません。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。
- ④貸付条件緩和債権額は 1,767 百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 586 百万円減少しております。

24. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,206,670 百万円であります。

25. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定資産の額は 1,207,557 百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

26. 子会社等に対する金銭債権の総額は 74,798 百万円、金銭債務の総額は 10,339 百万円であります。

27. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当期首現在高	1,046,832 百万円
ロ 前期剰余金よりの繰入額	276,006 百万円
ハ 当期社員配当金支払額	283,608 百万円
ニ 利息による増加額	21,346 百万円
ホ 当期末現在高(イ+ロ-ハ+ニ)	1,060,577 百万円

28. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012 年 10 月	2022 年 10 月以降の各利払日
2014 年 10 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2016 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2017 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2020 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日

29. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 720,000 百万円が含まれております。また、2022 年 5 月 10 日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	1,300 億円
利率	2032 年 5 月 10 日まで 年 1.03% (固定金利) 2032 年 5 月 11 日以降 固定金利 (ステップアップあり・5 年ごとにリセット)
返済期限	2052 年 5 月 10 日の 3 銀行営業日前 (2032 年 5 月 10 日およびその 5 年後ごとの応当日の 3 銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能)
資金使途	一般事業資金

30. 担保に供されている資産の額は、有価証券 3,689,448 百万円、土地 252 百万円、建物 38 百万円であります。また、担保に係る債務の額は 2,452,561 百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 2,214,261 百万円および売現先勘定 2,452,560 百万円をそれぞれ含んでおります。

31. 当期に保険業法第 60 条の規定に基づき基金を 50,000 百万円募集しております。

32. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第 56 条に規定する基金償却積立金に積み立てております。

33. 子会社等の株式および出資金の総額は 1,466,399 百万円であります。

なお、当社が 2021 年 4 月 30 日に設立したニッセイ少額短期設立準備株式会社 (以下「準備会社」という) は、2022 年 3 月 24 日に、当社による保険業法第 272 条の 31 第 1 項に基づく金融庁長官の認可および保険業法第 106 条第 7 項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第 272 条に基づく少額短期保険業の登録が完了し、同日付で、ニッセイプラス少額短期保険株式会社 (以下「ニッセイプラス」という) に商号を変更しております。

① 設立の目的

ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。

② ニッセイプラスの概要

イ 社名	ニッセイプラス少額短期保険株式会社
ロ 本店所在地	東京都千代田区
ハ 資本金	26 億円 (資本準備金 13 億円含む)

③ 設立の時期

2021 年 4 月 30 日

④ 議決権比率

100%

34. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は 2,098,496 百万円であります。

35. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は 402,310 百万円であります。

36. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は 292,165 百万円であります。

37. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は71,238百万円であります。  
なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

38. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	625,689 百万円
ロ 勤務費用	27,220 百万円
ハ 利息費用	3,754 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	850 百万円
ホ 退職給付の支払額	△38,614 百万円
ヘ 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	618,899 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	243,500 百万円
ロ 期待運用収益	3,287 百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	3,803 百万円
ニ 事業主からの拠出額	5,991 百万円
ホ 退職給付の支払額	△17,119 百万円
ヘ 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	239,463 百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	242,167 百万円
ロ 年金資産	△239,463 百万円
	2,704 百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	376,731 百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	△5,186 百万円
ホ 未認識過去勤務費用	3,953 百万円
ヘ 退職給付引当金(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	378,203 百万円

④退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	27,220 百万円
ロ 利息費用	3,754 百万円
ハ 期待運用収益	△3,287 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	3,626 百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ 確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	29,995 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	49.5%
ロ 現金及び預貯金	25.1%
ハ 外国証券	14.9%
ニ 国内債券	6.4%
ホ 国内株式	4.1%
ヘ 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.6%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 2,280 百万円です。

39. (1) 繰延税金資産の総額は 2,035,718 百万円であり、繰延税金負債の総額は 2,446,030 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 74,263 百万円であります。繰延税金資産の発生的主要原因別内訳は、保険契約準備金 1,226,068 百万円、価格変動準備金 443,675 百万円および繰延ヘッジ損益 154,077 百万円であります。繰延税金負債の発生的主要原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 2,349,062 百万円であります。

(2) 当期における法定実効税率は 27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△13.5%であります。

40. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002 年 3 月 31 日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格および第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

41. 保険業法施行規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は 182 百万円であります。

42. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する額は 5,739,186 百万円であります。